

# 店舗ごとの協力金支給申請額計算書 記入例（売上高方式（新規開店特例・開店1年未満）の例）

## ① 事業者名・店舗名

事業者名（申請者）・店舗名を記入して下さい。

1 事業者名又は  
人事業主名 **株式会社〇〇〇** 店舗名 **居酒屋 藪田**

岐阜県新型コロナウイルス拡大防止協力金（第6弾）  
店舗ごとの協力金支給申請額計算書

① II

以下のフロー図の【順序1】から【順序2】と順に回答していただき、**太枠の中には数値を記入**してください。一通り数字を記入しましたら、記入した支給申請額等を改めて必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックして申請書様式1に転記してください。

### 【売上高方式／中小企業用】

#### 【順序1】中小企業・小規模企業（個人事業者含む）ですか？

※中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が500万円以下、従業員数が100人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

#### ② 開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高 ③ 開店日から時短協力開始日の前日までの日数

② 開店日から各対象区域の協力開始日の前日までの売上高（税抜）を記入してください。（協力開始時点により異なります。）

③ 開店日から各対象区域の協力開始日の前日までの日数を記入して下さい。

#### 【順序2】開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高

※経費支出を含む経理帳簿などに記載されている売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り捨てて税抜売上高を算出してください。

開店日から時短協力開始日の前日  
までの飲食業売上高

① 18,650,000 円  
(税抜)

開店日から時短協力開始日の  
前日までの日数

② 138 日

1日当たり平均飲食業売上高

③ 135,145 円  
(税抜)

③ 開店後の1日当たり平均飲食業  
83,333円を超えます

#### ④ 時短等協力日数

1日あたり売上高（税抜）が83,333円を超えない方は協力日数を記入して支給申請額を算出してください。□にチェックを入れて終了です。

R1.R2の1日あたり売上高が83,333円（税抜）以下の方は、④の欄まで書けば終了です。

支給額は1日あたり  
下記に□を記入して支給額を確定してください。

25,000円 × 時短等協力日数 日 =

当該店舗の支給申請額 円

上記内容で申請します。

#### ⑤ 1日あたり平均飲食業売上高から支給単価を算出

1日あたり売上高（税抜）が83,333円を超えている方は、1日あたり支給単価算出後、上限に注意して協力日数を乗じ支給申請額を算出してください。最後に□にチェックを入れて終了です。

#### 【順序3】1日あたり平均飲食業売上高から1日あたり支給単価を計算します。

1日あたり平均飲食業売上高

③ 135,145 円

×

0.3

千円未満を切り上げ

1日当たりの支給単価

④ 40,544 円

#### 【順序4】④ 1日あたり支給単価に協力日数を乗じて支給申請額を算出します。

1日当たりの支給単価

④ 40,544 円

時短等協力日数

⑤ 14 日

=

当該店舗の支給申請額

⑥ 574,000 円

【最大7.5万円】

右記に□を記入して支給額を確定してください。

上記内容で申請します。

店舗毎に作成し、当該店舗の支給申請額を申請書様式1の支給申請額欄に転記してください。